

2013年
号外
(愛知9区版)民主党プレス民主編集部
〒100-0014
東京都千代田区永田町1-11-1
http://www.dlp.or.jp
電話03-5295-8000(代表)民主党愛知県第9区総支部 支部長
岡本みつのり

「これからをささえる」

民主党愛知県第9区総支部 支部長
医師・医学博士

政治の

特効薬

第99号


岡本みつのり

居心地の悪い生活保護を目指して

生活保護は本来5年に1度見直される制度ですが、平成13年の見直しから5年を経た平成18年当時の安倍政権では、生活保護法の改正は行ないませんでした。10年間に物価は下落しているのに支給額は減額されず、「生活保護受給者の方がいい生活をしている」との批判が見受けられるようになりました。それ以外でも稼働可能世帯の受給者が増加し、不正受給の問題も顕在化しました。平成23年、「今回も見直し無でいきましょう」と打診してきた官僚に対して、厚生労働大臣政務官だった私は見直しを指示しました。(なぜ、官僚が反対するかはホームページ等からご質問頂ければメール等でお答えします。)私の問題意識は様々でしたが、着目点は生活保護開始までのハードルは高いが「一旦、支給開始になると居心地がいい」という生活保護になってしまっていると言う点でした。私が目指したのは、生活保護開始までは容易かつ速やか(受給し易い)で、支給開始以後は「居心地の悪い生活保護」でした。

今年度からは支給額を10年ぶりに見直し、この間に下落した物価に合わせました。また、就労支援、つまりは働く人には働くよう様々な角度から強力にアプローチをすることを開始しました。もちろん、今回の法改正で不正受給調査を強化することや、不正受給者への罰則強化も盛り込んでいます。(詳細は裏面をご覧ください)

貧困、格差社会の根源へのアプローチを行なっていくことが最も重要であり、貧困の連鎖を起こさないようにするための施策、例えば高等教育の機会の提供(高校無償化など)は必要だと私は考えています。

生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策

1. 生活保護法の改正

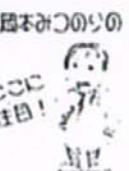
支援が必要な人に確実に保護を実施するという考え方を維持しつつ、以下の見直しを実施

- ① 生活保護受給者の就労・自立の促進（就労自立給付金の創設等）
- ② 不正・不適正受給対策の強化（地方自治体の調査権限強化、罰則の引き上げ等）
- ③ 医療扶助の適正化（指定医療機関制度の見直し等）・後発医薬品の使用促進

2. 生活困窮者の就労・自立支援のための新法の制定

生活保護にいたる前の自立支援策の強化を図るために、以下を主な内容とする生活困窮者対策を実施

- ① 利用者の状況に応じて最適な支援策を早期・包括的に提供する
相談支援事業の創設
- ② 離職により住まいを失った人達に対して家賃相当を有期で支給
- ③ 生活訓練や社会訓練等を含む就労支援策の創設
- ④ 生活困窮者家庭の子どもへの学習支援等の実施 等



岡本みつのりの活動を支える 個人寄付サポート 募集中

岡本みつのりは原点に帰って政治活動を再開しました

農業改革を目指し、個別所得補償政策に辿りついた1期目、2期目。地域防災と社会保障を改革しなければならないと、厚生労働政務官を務めた3期目。この信念を、これからも貫いていきたいと考えています。

政治には多くのお金がかかります。人件費、家賃、印刷代などなど、これらを全て私一人で支えるのは、大変難しいのが実情です。大変心苦しいお願ひですが、皆様からの寄付でお支え頂けませんでしょうか。

なお、年間2千円を超える献金額につきましては、最大で、2千円を超えた金額のおよそ半額が、確定申告をすることにより、所得税の還付という形などで、皆様に戻って参ります。

（例：年間5万円献金いただいた場合、最大約2万円が翌年の確定申告で減税されます。）

※諸般の手続きの都合上、寄付領収先は「民主党愛知県第9区総支部」となります。

ポスターを貼らせていただけませんか？

- 岡本みつのりのポスターを貼らせていただける場所を探しています。
- 駐車場、畑、空き地、工場・ご自宅の壁など、お邪魔にならないところで結構です。
- ご連絡いただければ、日程調整の上、事務所より貼りに伺わせていただきます。

座談会実施中！

- 岡本みつのりと直接ひざを交えて語り合いませんか？3～4人からでも結構です。お店の一室、ご自宅、喫茶店などに伺い、医療・介護・年金などを中心に、国政の今とこれからを語ります。
- 日時・場所等については、ご相談の上調整させていただきます。まずは事務所までご連絡ください。

岡本みつのり事務所

●稻沢事務所
(民主党愛知県第9区総支部)
〒492-8181
稻沢市日下部北町4-1-3

Tel : 0587-24-8164
Fax: 0587-24-8165

お名前(ふりがな)				
ご連絡先 (ご住所・電話番号)	〒	-	-	-
問合せ内容	(Tel - - -)			

ご協力いただける方は、上の欄にご記入の上、岡本みつのり事務所までファックスでお送りいただくか、お電話にてお問い合わせください。

TEL.0587-24-8164 / FAX.0587-24-8165

